

Yahoo! JAPAN ともに 50 万件以下であった。また、代替医療や統合医療といった用語は、他の具体的な療法と比較すると、検索結果は少なく、統合医療の検索結果件数は、代替医療の 1/5 程度にとどまっている。

検索期間が短いこともあり、検索結果のページ件数に大きな変化のある用語はみられなかった。(表 1) サプリメント、マッサージやアロマは、Googleにおいて、2007 年 1 月から 2 月末において約 2 倍増加している(表 1)が、Google の検索結果が安定していないことが原因と考えるべきであろう。(図 2、図 5)

統合医療とは関係ないが、別途データを取得していた鳥インフルエンザの結果を図 6 に示す。2007 年 1,2 月に検索件数が約 2 倍に増加している。これは、宮崎県や岡山県でニワトリが鳥インフルエンザウイルスに感染したニュースと関連があると考えられる。

D. 考察

本研究では、検索エンジンによる検索結果の自動記録化システムを作成した。いくつか課題を点があったが、漸次修正を行い、インターネット上の検索結果を継続的に取得することができるようになった。鳥インフルエンザの検索結果のページ件数が、2007 年 1,2 月に上昇したことから、当システムが十分に稼働していることがわかる。

また、量的な情報の変化を解釈するにあたり、検索ロジックや総ページ件数の変化を考慮する必要がある。本年度は、他の用語の検索結果や、"あ", "a"などの検索結果と比較することで時系列的な変化を類推した。これらを通して、インターネットの量的な情報をサーバイランスすることができる。

ただし、今後検討すべき課題もいくつかある。

まず、本年度はシステムの作成が大きな目的であったため、検索用語の検討が不十分であった。本研究の調査期間内において、統合医療、代替医療関連の用語のページ件数に大きな変化はみられなかつたが、今後は、他分担研究にて行った、統合医療の概念の整理を踏まえ、必要な用語を検索用語として登録し、継続的にサーバイランスすることが必要であろう。

また、本年度は量的な情報を対象としたが、今後は、質的な情報の検討も必要であろう。特に、インターネット上の情報は、ページが削除されると遡って情報を確認することが困難である。検索結果のページの質的な情報や、その経時的な変化を把握するべきであり、そのための手法の検討とシステムの改良が必要である。

E. 結論

検索サイトによる検索結果の自動記録化システムを開発し、インターネットの量的な情報をサーバイランスすることが可能となった。本年度は、統合医療および代替医療に関わる用語に関し、大きな変化はみられなかつたが、今後は、検索用語を精査した上で継続的に調査するとともに、検索結果のページの質的な情報や、その経時的な変化を把握することも必要であろう。

F. 謝辞

産学の共同研究としてシステム開発を担当してくださった(有)ダブリュ・エー・ティーに感謝いたします。

G. 文献

- 1) Baker L, Wagner TH, Singer S, Bundorf MK.

Use of the Internet and e-mail for health care information: results from a national survey.

Jama. 2003 May 14;289(18):2400-6.

2) 総務省「平成17年通信利用動向調査」

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060519_1_bt1.pdf

3) 財団法人インターネット協会、インターネット白書 2006, 2006, インプレス R&D

H. 健康危険情報

なし

I. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

なし

J. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

表 1 検索用語と検索結果のページ件数

検索サイト	Yahoo			Google		
	2006/4/1	2007/1/1	2007/2/28	2006/4/1	2007/1/1	2007/2/28
代替医療	423,000	559,000	586,000	652,000	886,000	934,000
統合医療	99,700	138,000	150,000	196,000	222,000	198,000
鍼灸	1,750,000	2,740,000	2,660,000	2,050,000	1,490,000	1,550,000
漢方	N/A	4,730,000	4,830,000	N/A	1,650,000	2,230,000
サプリメント	N/A	18,600,000	19,400,000	N/A	2,880,000	5,820,000
アーユルベーダ	N/A	104,000	107,000	N/A	157,000	139,000
リフレクソロジー	N/A	1,720,000	2,030,000	N/A	1,300,000	1,780,000
アロマセラピー	N/A	1,510,000	1,610,000	N/A	1,490,000	1,350,000
アロマ	10,600,000	16,400,000	17,400,000	8,600,000	2,810,000	5,750,000
ヨガ	N/A	7,020,000	7,640,000	N/A	1,750,000	2,830,000
気孔	N/A	245,000	265,000	N/A	455,000	434,000
柔道整復	N/A	495,000	559,000	N/A	892,000	857,000
マッサージ	N/A	21,300,000	22,100,000	N/A	2,940,000	5,620,000
健康食品	N/A	17,300,000	17,100,000	N/A	2,200,000	2,170,000
特定保健用食品	N/A	1,010,000	999,000	N/A	1,120,000	1,080,000
トクホ	N/A	716,000	827,000	N/A	854,000	835,000
森林浴	N/A	1,090,000	1,070,000	N/A	1,160,000	1,150,000
温泉療法	N/A	84,600	87,200	N/A	111,000	104,000

図 1

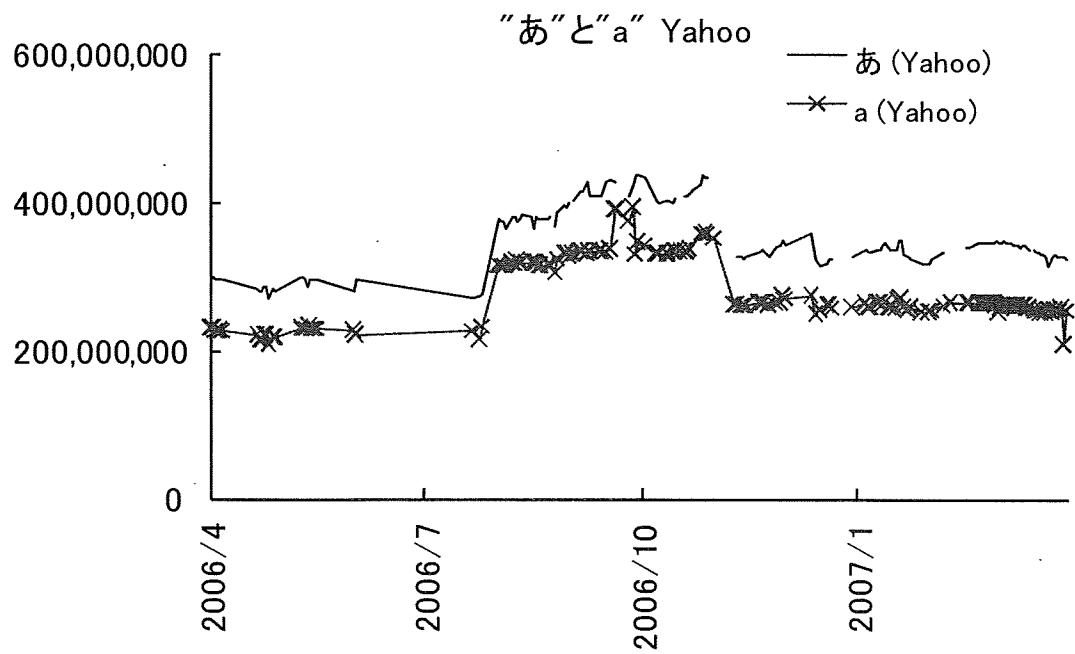


図 2

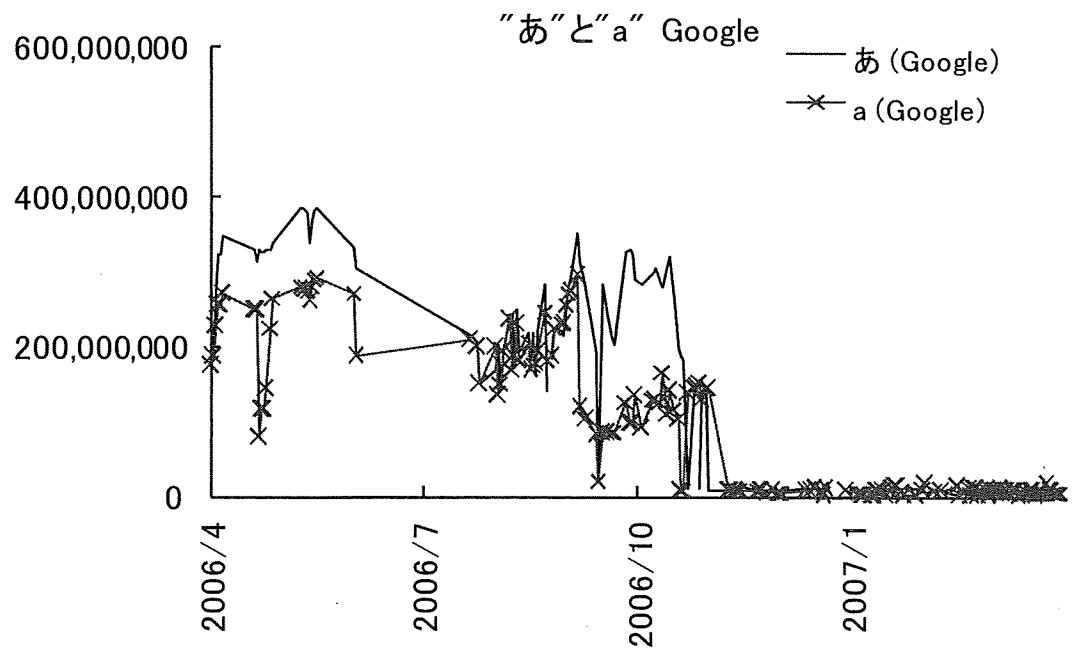


図 3

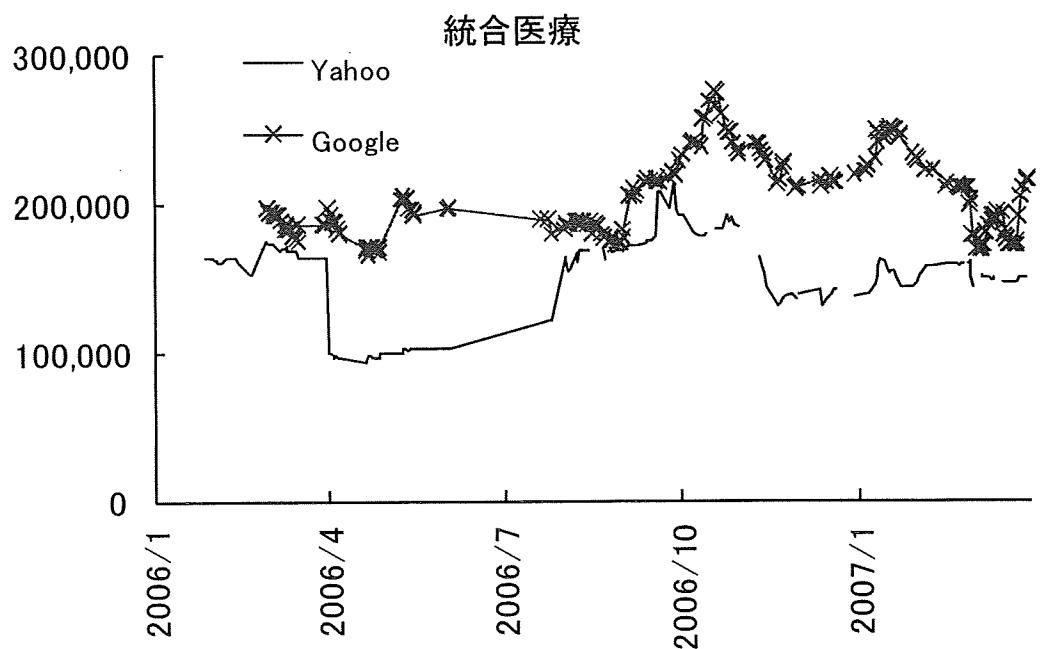


図 4

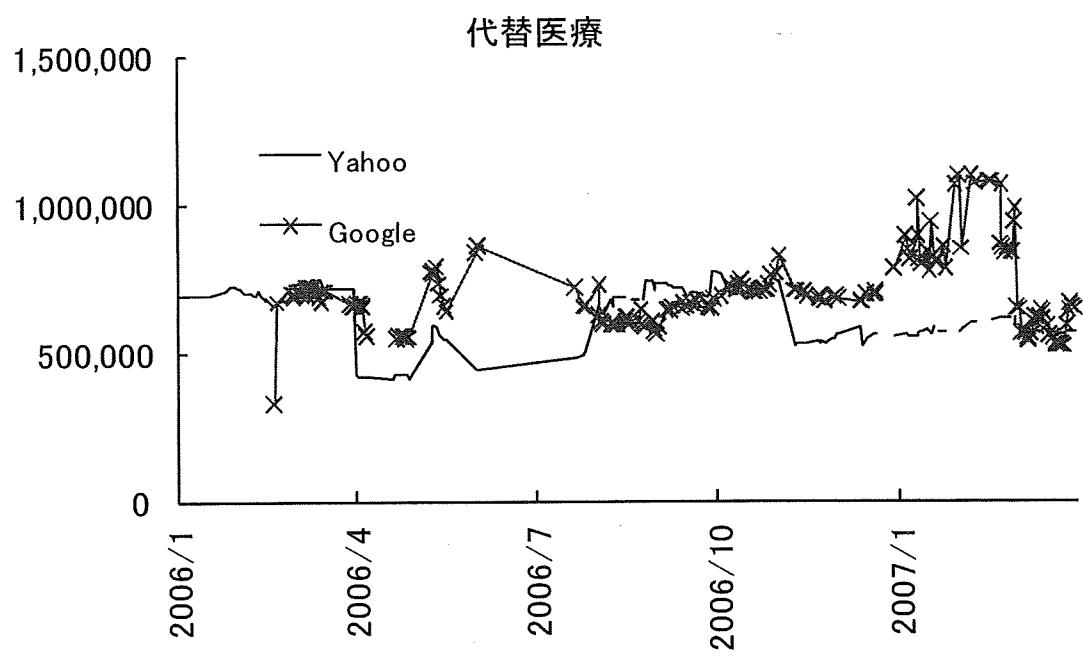


図 5

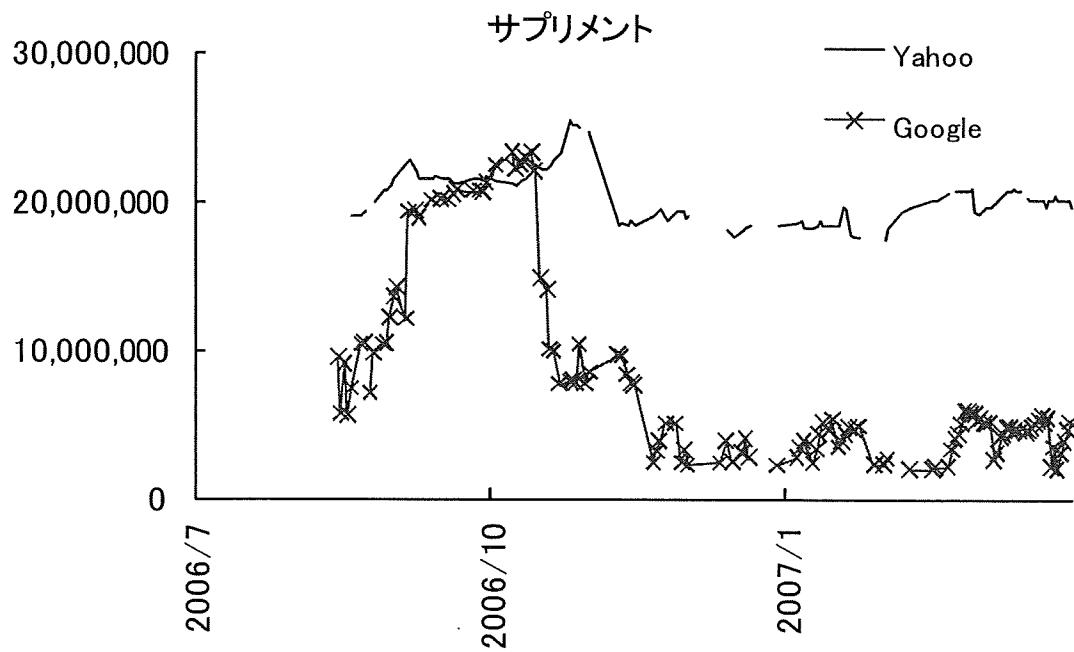
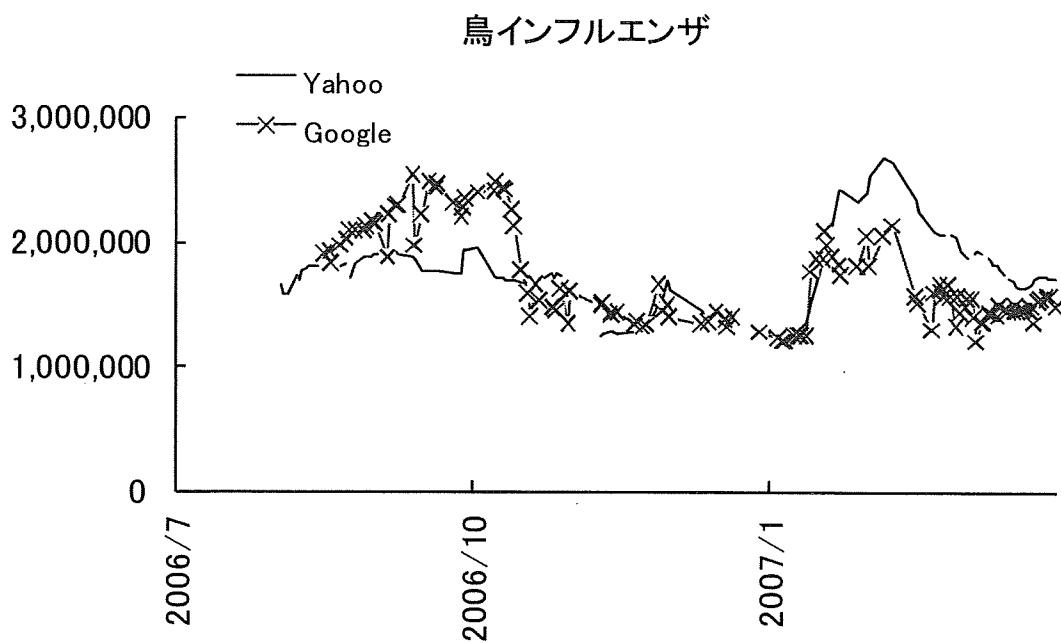


図 6



資料2. 平成19年度研究報告書

I. 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（医療安全・医療技術評価総合研究事業）

統合医療による国民医療費への影響の実態把握研究

総括報告書

アジア諸国の統合医療の調査研究における調査項目に関する研究

主任研究者 西村 周三（京都大学大学院経済学研究科 教授）

分担研究者 坂巻 弘之（名城大学薬学部 教授）

分担研究者 広井 良典（千葉大学法経学部 教授）

分担研究者 中山 健夫（京都大学大学院医学研究科 教授）

研究協力者 小野 直哉（同志社大学感情ストレス健康研究センター）

研究協力者 高橋 由光（京都大学大学院医学研究科）

研究要旨

アジア諸国での相補・代替医療や統合医療の利用状況や市場を把握するにあたり、実際にどのような相補・代替医療が存在しているか把握することは重要である。世界的に健康関連産業市場の拡大に伴い、一般市民が触れている、相補・代替医療や統合医療に関わる健康情報の量は、非常に速いスピードで変化・増加していることが予想される反面、相補・代替医療や統合医療の種類や範囲を系統的にアジア諸国で調査した研究はみあたらない。本研究では、アジア諸国（韓国、インド、中国、台湾）における相補・代替医療及び統合医療の実態調査を行うに先立ち、各国における調査項目の整理及び検討を行った。世界的にも「西洋医学の方法論に含まれない」多様な医療の定義や方法論などがきわめてあいまいである状況をふまえて、相補・代替医療や統合医療に関する調査項目の、理論的検討を行い、調査項目を作成した。

A. 研究目的

アジア諸国での相補・代替医療や統合医療の利用状況や市場を把握するにあたり、実際にどのような相補・代替医療が存在しているか把握することは重要である。世界的に健康関連産業市場の拡大に伴い、一般市民が触れている、相補・代替医療や統合医療に関わる健康情報の量は、非常に速い

スピードで変化・増加していることが予想される反面、相補・代替医療や統合医療の種類や範囲を系統的にアジア諸国で調査した研究はみあたらない。

本研究では、アジア諸国における相補・代替医療及び統合医療の実態調査を行うに先立ち、各国における調査項目の整理及び検討を行うことを目的とした。

B. 研究方法

相補・代替医療や統合医療の定義のための、理論的、制度論的検討を本調査研究の全体会議を通じて行った。

アジア諸国の相補・代替医療及び統合医療の実態把握調査に先立ち、世界的にも「西洋医学の方法論に含まれない」多様な医療の定義や方法論などがきわめてあいまいである状況をふまえて、調査対象国における相補・代替医療や統合医療に関する調査項目を作成するために、理論的検討を行った。その際、昨年度の当研究班で行われた相補・代替医療や統合医療の定義の研究結果を踏まえ、相補・代替医療を分ける各種の分類軸として（1）文化、（2）ヒト系かモノ系か、（3）機能、（4）歴史的な経過などの分類軸に応じて、調査対象であるアジア諸国の各種の相補・代替医療の整理・分類を行い、相補・代替医療や統合医療の定義や範囲、種類に関する座標軸での整理を行った。調査対象のアジア諸国における相補・代替医療や統合医療の科学的研究や費用対効果の研究状況、相補・代替医療や統合医療の法令上の位置づけや取り扱い、医療制度の違いやその用いられている相補・代替医療の違い、さらに産業的側面等も考慮して、訪問調査の際の調査項目を作成した。

本調査研究の全体会議において、主任研究者及び分担研究者、研究協力者らが収集した、調査対象のアジア諸国における相補・代替医療や統合医療の定義に関する各種資料を持ち寄り、定義・分類に関する理論的、制度的な検討を行った。これに関しては、アジア各地における状況や、日本に

おける歴史的な経過をふまえたものを視野において、その調査項目の範囲などについて検討した。ついでこの検討経過をふまえ、調査項目のより精密な検討などを行った。

本研究の流れとしては以下の通りである。

- ④ 昨年度の当研究班の研究結果を踏まえ、調査対象のアジア諸国の相補・代替医療や統合医療の定義や範囲、種類に関し、全体会議を通して検討。
- ⑤ 相補・代替医療や統合医療の定義や範囲、種類に関する座標軸に沿って、調査対象のアジア諸国における相補・代替医療や統合医療を検討し、文化や制度を踏まえた、相補・代替医療や統合医療の概念や種類、範囲の調査項目を整理。
- ⑥ 調査対象のアジア諸国における相補・代替医療や統合医療の制度上の検討。
- ⑦ 調査対象のアジア諸国における相補・代替医療や統合医療の調査項目を作成。

また、アジア諸国から調査国を選定した理由は、欧米諸国よりも、日本近隣の国で、アジア人としての社会的価値観や文化的共通項が多く、各国での相補・代替医療や統合医療の現状を理解する上で、それらが重要なと考えたからである。更に調査対象のアジア諸国としては、第一に相補・代替医療の中でも医学理論体系を持つ伝統医学を正規の医療として医療システムに採用されている国をWHOの資料を参考にして選別し、第二に医療制度や経済状況において、日本と交流があり、将来的に影響を及ぼす可能性があると考えられる国を選定した。

結果、調査対象国は以下の 4 各国が選定された。韓国、インド、中国、台湾。

(倫理面への配慮)

人を対象としていない文献調査のため倫理面での配慮は特にない。

C. 研究結果

以下に作成された 18 の調査項目とその詳細を示す。

調査項目

① 定義、その種類と範囲

統合医療

- ・ 貴国には統合医療という概念は存在するか？
- ・ 貴国に統合医療という概念が存在するなら、それにはどのようなものが含まれるか？

相補・代替医療

- ・ 貴国には相補・代替医療という概念は存在するか？
- ・ 貴国に相補・代替医療という概念が存在するなら、それにはどのようなものが含まれるか？
- ・ 日本では、統合医療や相補・代替医療の厳密な定義が存在していないので、健康食品、健康セラピー、相補・代替医療などについて貴国で調査された論文や調査レポートがあれば、それらをいただきたい。

伝統医学

- ・ 貴国の伝統医学にはどのようなものが含まれるか：日本では、国家資格として認められるものには、鍼灸、按摩・マッサージ、柔道整復、漢方

薬があるが、貴国ではどうか？国家資格や公的資格以外に、任意による資格があるのか？

健康食品・機能性食品

- ・ 貴国には健康食品、機能性食品という概念は存在するか？
- ・ 貴国に健康食品、機能性食品という概念が存在するなら、それにはどのようなものが含まれるか？
- ・ 日本には、保健機能食品制度により、栄養機能食品と特定保健用食品がある。栄養機能食品は、必須栄養素を対象とし、日本の厚生労働省による一定の規格基準を満たすことを条件に、栄養素機能表示を行ない、日本の厚生労働省から個別の審査や認可を受ける必要のない製品である。特定保健用食品は、ある一定の科学的根拠を有することが認められた個別のケースに関して、日本の厚生労働省から認可を受けた製品である。貴国には、日本の保健機能食品制度のような制度が存在し、栄養機能食品や特定保健用食品のような製品は存在するか？
- ・ 貴国に栄養機能食品や特定保健用食品のような製品が存在する場合、その定義と現在のそれぞれの数、種類。

② 資格の現状

- ・ 伝統医学関連資格の種類（国家資格、任意団体による資格）と有資格者数
- ・ 伝統医学関連資格者の養成機関の種類（国公立大学・短大、私立大学・短大、国公立専門学校、私立専門学校、私塾など）と、それぞれの養成機関の数。

- ・ 伝統医学以外の相補・代替医療や統合医療関連の資格の種類（国家資格・任意団体の資格）と有資格者数
 - ・ 伝統医学以外の、統合医療関連資格者の養成機関の種類（国公立大学・短大、私立大学・短大、国公立専門学校、私立専門学校、私塾など）と、それぞれの養成機関の数。
- ③ 提供機関の現状
- ・ 伝統医学や相補・代替医療のみを提供している機関の種類（国公立病院・診療所、私立病院・診療所、薬局、その他）と、それぞれの施設の数。
 - ・ 統合医療（伝統医学や相補・代替医療と西洋医学の両方）を提供している機関の種類（国公立病院・診療所、私立病院・診療所、薬局、その他）と、それぞれの施設の数。
- ④ 適応範囲の現状
- ・ 伝統医学や相補・代替医療、統合医療はどのような症状や疾病、目的に適応されているか、その内容と数。
- ⑤ 利用者の現状
- ・ 伝統医学や相補・代替医療、統合医療の利用者数（年間の国民利用者数、利用率など）
 - ・ 利用者の伝統医学や相補・代替医療、統合医療の利用目的は何か？（健康増進、疾病予防、症状の緩和、疾病的治療など）
- ⑥ 保険適応の現状
- ・ 伝統医学や相補・代替医療、統合医療の公的保険適応の可否、公的保険適応の際は、その適応保険の名称と年間支払い金額
 - ・ 伝統医学や相補・代替医療、統合医療の民間保険適応の適否、民間保険適応の際は、その適応保険の名称または総称と年間支払い金額
- ⑦ 規制する法律の現状
- ・ 伝統医学や相補・代替医療、統合医療を規制する法律の名称と施行年月日
- ⑧ 政府管轄機関の現状
- ・ 伝統医学や相補・代替医療、統合医療を管轄する政府機関（省庁）名と部署名、業務内容、人員数、年間予算額
- ⑨ 研究機関の現状
- ・ 伝統医学や相補・代替医療、統合医療の公的研究機関名、研究対象、研究内容、研究者数、年間研究予算額
 - ・ 伝統医学や相補・代替医療、統合医療を研究している大学名、研究対象、研究内容、研究者数、年間予算額
- ⑩ 市場規模
- ・ 伝統医学や相補・代替医療、統合医療の市場の範囲（内訳）と市場規模金額
- ⑪ 学術団体の現状
- ・ 代表的統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）の学術団体の数と名称、活動内容、会員数
- ⑫ 業界団体の現状
- ・ 代表的統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）の業界団体の数と名称、活動内容、会員数
- ⑬ 支援団体の現状
- ・ 代表的統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）の支援団体・協会の数と名称、活動内容、会員数

⑭ 学会誌（学術雑誌）の現状

- ・ 統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）を扱う学会誌（学術雑誌）の数と名称

⑮ 公的機関の情報提供の現状

- ・ 統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）の情報提供をしている公的機関の web サイト（伝統医学も含む）名称と内容、施行年月日
- ・ 統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）のガイドライン・指針の名称と内容、施行年月日

⑯ 伝統医療への対応について最近政府等が出した政策方針やスタンスのようなもの（あるいはそれを記載した報告書など）はあるか。

⑰ 伝統医療に関する費用対効果（医療費削減効果）に関して興味深い報告や研究、政府方針等はあるか。

⑱ 貴国では複数の伝統的医学を正式な医学として医療政策に用いているが、その理由を教えて下さい。例えば、貴国では近代西洋医学の供給が国民に十分行き渡っていないため、政府はその代替として伝統的医学を用いているからですか。

D. 考察

本研究では調査項目として 18 項目挙げあられた。これは以下の理由からである。

① 定義、その種類と範囲

この項目は、各国において違いが生じるであろう事を予想して設けている設問項目であり、統合医療及び相補・代替医療、伝統医学の定義とその範囲、その存在の有無を明確にするためのものである。また相補

代替医療の中でも健康食品や機能性食品が日本及び先進工業国において広く利用されているため、アジア諸国におけるこれらの状況を把握するための項目でもある。また、日本には、保健機能食品制度が存在するが、同様の制度がアジア諸国にも存在するのかを把握するためのものである。

② 資格の現状

伝統医学や相補・代替医療の供給者が、どの様な機関で教育を受け、どの様な資格をもって業としているのかを把握するためのものである。

③ 提供機関の現状

伝統医学や相補・代替医療及び統合医療が、どの様な機関において、どの様な形態で提供されているのかを把握するためのものである。また、各国における統合医療のモデルを把握するためのものである。

⑧ 適応範囲の現状

アジア諸国において、伝統医学や相補・代替医療、統合医療はどのような症状や疾病、目的に適応されているかを把握するためのものである。

⑤ 利用者の現状

各国における伝統医学や相補・代替医療、統合医療がの利用者の現状を把握するためのものである。

⑥ 保険適応の現状

国によって医療保険制度は違うが、公的私的も含め、伝統医学や相補・代替医療、統合医療の保険適応状況を把握する

ものである。

⑨ 規制する法律の現状

伝統医学や相補・代替医療、統合医療を規制する法律を各国は制定して、管理をしているのかを把握するためのものである。

⑧ 政府管轄機関の現状

伝統医学や相補・代替医療、統合医療を管轄する政府機関が存在するか否かを明確にするためのものである。

⑨ 研究機関の現状

各国では、伝統医学や相補・代替医療、統合医療が研究対象として扱われているか否かを明確にし、その研究状況を把握するためのものである。

⑩ 市場規模

各国の伝統医学や相補・代替医療、統合医療の市場規模を把握するためのものである。

⑪ 学術団体の現状

代表的な伝統医学や相補・代替医療、統合医療に関する学術団体の状況を把握することで、伝統医学や相補・代替医療、統合医療の研究レベルを把握することが出来る。

⑫ 業界団体の現状

各国の産業的側面から、伝統医学や相補・代替医療、統合医療がどのように扱われているのかを把握するためのものである。

⑬ 支援団体の現状

伝統医学や相補・代替医療、統合医療が、社会的にも支援される存在なのかを把握するためのものである。

⑭ 学会誌（学術雑誌）の現状

代表的な伝統医学や相補・代替医療、統合医療に関する学術雑誌の状況を把握することで、伝統医学や相補・代替医療、統合医療に対する学術研究の活動度合いを把握することができる。

⑮ 公的機関の情報提供の現状

ヘルスリテラシーの側面から、各国が、政府などの信頼できる機関が、伝統医学や相補・代替医療、統合医療に関する情報提供を国民へ行っているかを把握するものである。

⑯ 各国の直近の伝統医学や相補・代替医療、統合医療への対応について把握し、今後の展開を検討するためのものである。

⑰ 伝統医学に関する費用対効果(医療費削減効果)に繋がる情報と各国政府が伝統医学を政策応用している理由を検討するためのものである。

⑲ 伝統的医学を正式な医学として医療政策に用いているが、その理由を教えて下さい。例えば、貴国では近代西洋医学の供給が国民に十分行き渡っていないため、政府はその代替として伝統的医学を用いているからですか。

調査対象のアジア諸国（韓国、インド、中国、台湾）における調査項目は、複数の

伝統医学を正規の医療として医療政策に用いている各国の事情に合わせて、結果に示した項目を、各国用に言葉等をアレンジして、実際の調査研究には用いている。各国別に作成された調査項目は後に別添する。

各国の伝統医学や相補・代替医療、統合医療の現状の詳細については、本研究の各分担報告書を参照のこと。

E. 結論

本研究の各分担報告書を参照のこと。

F. 謝辞

なし

G. 文献

- 1) The World Health Report 2000 – Health Systems: Improving Performance – THE WORK OF WHO. World Health Organization, 2000.
- 2) WHO traditional medicine strategy 2002–2005. World Health Organization, 2002.
- 3) 主任研究者西村周三. 平成 18 年度総括・分担研究報告書. 統合医療による国民医療費への影響の実態把握研究. 厚生労働科学研究費補助金. 医療安全・医療技術評価総合研究事業. 平成 18 (2006) 年度 3 月
- 4) 相補・代替医療の現況をみる—日常診療で知っておくべき多種多様の CAM を解説します—、「治療」, Vol. 89, 2007 年 3 月増刊号, 南山堂, 東京, 2007. 3.
- 5) 日本統合医療学会編集: 統合医療 基礎と臨床, 株式会社ロータス企画, 東京, 2005. 11.
- 6) 今西二郎編纂: 医療従事者のための補完・代替医療, 金芳堂, 京都, 2003. 11.
- 7) 佐藤純一編集: 文化現象としての癒し—民間医療の現在, メディカ出版, 大阪, 2000. 11.
- 8) 今西二郎, 渡邊聰子「代替医療とは」: 医学の歩み, vol. 191. no. 2, 1999.
- 9) 林義人: 代替医療革命, 廣済堂出版, 1999.
- 10) 今西二郎, 渡邊聰子「ますます必要とされる代替医学」: 医学の歩み, vol. 187. no. 2, 1998.
- 11) 佐藤純一, 黒田浩一郎編集: 医療神話の社会学, 世界思想社, 京都, 1998. 1.
- 12) 心と体を癒すセラピー・オールガイド 98-99, BAB ジャパン出版局, 1998.
- 13) 上野圭一・CAMUNet: いまなぜ代替医療なのか, 德間書店, 1998.
- 14) 「健康法」の大事典, 新人物往来社, 1995.
- 15) 馬淵通夫: 総合医療への道, 地湧社, 1983.
- 16) 杉靖三郎・間中喜雄監修: 人間学便覧, 1983.
- 17) 「相補・代替医療と医療経済」, 『治療』, Vol. 89, 2007 年 3 月増刊号, 南山堂, 東京, 2007. 3.
- 18) 日本統合医療学会編集「統合医療 基礎と臨床」, 株式会社ロータス企画, 東京: 43-50, 2005. 11.
- 7) 【相補・代替医療へのニーズにどう対応するか】，《病院》，第 63 卷第 5 号，Page 384-389, 医学書院, 2004. 5.
- 8) 「補完・代替医療と医療経済」, 今西二郎編纂『医療従事者のための補完・代替医療』, Page 39-53, 金芳堂, 京都, 2003. 11.
- 9) Yamashita H, et al : Popularity of complementary of alternative medicine in Japan : a telephone survey. Complementary Ther Med 10 (2) : 84-93, 2002.

- 10) 山下 仁ほか：日本における補完代替医療の普及状況 バブル、玉石混淆、医道の日本 62 (1) : 151—157, 2003.

H. 健康危険情報

なし

I. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

J. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

なし

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

訪問の趣旨 (韓国)

アジア諸国の医療においては、西洋医学以外にも、鍼灸や漢方薬などの伝統的な東洋医学が広く用いられています。また、最近では、これら以外にもハーブ、健康食品、アロマセラピーなどの相補・代替医療や新しい領域で健康に関連するビジネスも登場してきています。日本では、これらの西洋医学、東洋医学などの伝統医療、相補・代替医療や新しい健康関連産業を総合して「統合医療」とよんでいますが、明確な定義は存在していません。

国民の健康への関心がたかまるなかで、西洋医学だけに偏ることなく、医療制度の中で統合医療の利用の推進や、逆に規制のあり方を考えることは重要と考えています。特に、日本と同じように、西洋医学と伝統医学とが共存し、伝統医薬をベースにした健康食品が広く用いられている韓国から学ぶべき点は多いものと考えられます。

今回、われわれは日本の厚生労働省から研究補助金をうけ、韓国における統合医療の規制の現状と医療費への影響について調査することになりました。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、以下の点につきまして教えていただきたく、2時間程度のインタビューをお願い申し上げます。また、関連する資料がありましたらいただくことができれば幸いです。

研究代表者：京都大学 副学長 兼 大学院経済学研究科 教授 西村 周三

分担研究者：名城大学薬学部 教授 坂巻 弘之

千葉大学法経学部 教授 広井 良典

京都大学大学院医学研究科 教授 中山 健夫

調査項目

(韓国)

① 定義、その種類と範囲

統合医療

- ・ 韓国には統合医療という概念は存在するか？
- ・ 韓国に統合医療という概念が存在するなら、それにはどのようなものが含まれるか？

相補・代替医療

- ・ 韓国には相補・代替医療という概念は存在するか？
- ・ 韓国に相補・代替医療という概念が存在するなら、それにはどのようなものが含まれるか？
- ・ 日本では、統合医療や相補・代替医療の厳密な定義が存在していないので、健康食品、健康セラピー、相補・代替医療などについて韓国で調査された論文や調査レポートがあれば、それらをいただきたい。

伝統医学

- ・ 韓国の伝統医学にはどのようなものが含まれるか：日本では、国家資格として認められるものには、鍼灸、按摩・マッサージ、柔道整復、漢方薬があるが、韓国ではどうか？国家資格や公的資格以外に、任意による資格があるのか？

健康食品・機能性食品

- ・ 韓国には健康食品、機能性食品という概念は存在するか？
- ・ 韓国に健康食品、機能性食品という概念が存在するなら、それにはどのようなものが含まれるか？
- ・ 日本には、保健機能食品制度により、栄養機能食品と特定保健用食品がある。栄養機能食品は、必須栄養素を対象とし、日本の厚生労働省による一定の規格基準を満たすことを条件に、栄養素機能表示を行ない、日本の厚生労働省から個別の審査や認可を受ける必要のない製品である。特定保健用食品は、ある一定の科学的根拠を有することが認められた個別のケースに関して、日本の厚生労働省から認可を受けた製品である。韓国には、日本の保健機能食品制度のような制度が存在し、栄養機能食品や特定保健用食品のような製品は存在するか？
- ・ 韓国に栄養機能食品や特定保健用食品のような製品が存在する場合、その定義と現在のそれぞれの数、種類。

② 資格の現状

- ・ 伝統医学関連資格の種類（国家資格、任意団体による資格）と有資格者数
- ・ 伝統医学関連資格者の養成機関の種類（国公立大学・短大、私立大学・短大、国公立専門学校、私立専門学校、私塾など）と、それぞれの養成機関の数。
- ・ 伝統医学以外の相補・代替医療や統合医療関連の資格の種類（国家資格・任意団体の

資格)と有資格者数

- ・伝統医学以外の、統合医療関連資格者の養成機関の種類（国公立大学・短大、私立大学・短大、国公立専門学校、私立専門学校、私塾など）と、それぞれの養成機関の数。

③ 提供機関の現状

- ・伝統医学や相補・代替医療のみを提供している機関の種類（国公立病院・診療所、私立病院・診療所、薬局、その他）と、それぞれの施設の数。
- ・統合医療（伝統医学や相補・代替医療と西洋医学の両方）を提供している機関の種類（国公立病院・診療所、私立病院・診療所、薬局、その他）と、それぞれの施設の数。

④ 適応範囲の現状

- ・伝統医学や相補・代替医療、統合医療はどのような症状や疾病、目的に適応されているか、その内容と数。

⑤ 利用者の現状

- ・伝統医学や相補・代替医療、統合医療の利用者数（年間の国民利用者数、利用率など）
- ・利用者の伝統医学や相補・代替医療、統合医療の利用目的は何か？（健康増進、疾病予防、症状の緩和、疾病的治療など）

⑥ 保険適応の現状

- ・伝統医学や相補・代替医療、統合医療の公的保険適応の可否、公的保険適応の際は、その適応保険の名称と年間支払い金額
- ・伝統医学や相補・代替医療、統合医療の民間保険適応の適否、民間保険適応の際は、その適応保険の名称または総称と年間支払い金額

⑦ 規制する法律の現状

- ・伝統医学や相補・代替医療、統合医療を規制する法律の名称と施行年月日

⑧ 政府管轄機関の現状

- ・伝統医学や相補・代替医療、統合医療を管轄する政府機関（省庁）名と部署名、業務内容、人員数、年間予算額

⑨ 研究機関の現状

- ・伝統医学や相補・代替医療、統合医療の公的研究機関名、研究対象、研究内容、研究者数、年間研究予算額
- ・伝統医学や相補・代替医療、統合医療を研究している大学名、研究対象、研究内容、研究者数、年間予算額

⑩ 市場規模

- ・伝統医学や相補・代替医療、統合医療の市場の範囲（内訳）と市場規模金額

⑪ 学術団体の現状

- ・代表的統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）の学術団体の数と名称、活動内容、会員数

⑫ 業界団体の現状

- ・ 代表的統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）の業界団体の数と名称、活動内容、会員数

⑬ 支援団体の現状

- ・ 代表的統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）の支援団体・協会の数と名称、活動内容、会員数

⑭ 学会誌（学術雑誌）の現状

- ・ 統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）を扱う学会誌（学術雑誌）の数と名称

⑮ 公的機関の情報提供の現状

- ・ 統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）の情報提供をしている公的機関の web サイト（伝統医学も含む）名称と内容、施行年月日
- ・ 統合医療（伝統医学や相補・代替医療も含む）のガイドライン・指針の名称と内容、施行年月日

⑯ 統医療への対応について最近政府等が出した政策方針やスタンスのようなもの（あるいはそれを記載した報告書など）はあるか。

⑰ 伝統医療に関する費用対効果（医療費削減効果）に関して興味深い報告や研究、政府方針等はあるか。

⑱ 韓国では複数の伝統的医学を正式な医学として医療政策に用いているが、その理由を教えて下さい。例えば、韓国では近代西洋医学の供給が国民に十分行き渡っていないため、政府はその代替として伝統的医学を用いているからですか。

これらの質問項目について、韓国で調査された論文や調査レポート、資料があれば、それらをいただきたい。

방문의 취지

아시아 국가들의 의료에 있어서는 서양의학 외에도 침이나 뜸 또는 한방약 등의 전통적인 동양의학이 널리 쓰이고 있습니다. 또한 최근에는 이러한 것들 외에도, 허브, 건강식품, 아로마치료(향기요법)등의 보조의료나 대체의료 및 새로운 영역에서 건강과 관련된 비즈니스가 등장하고 있습니다. 일본에서는 이러한 서양의학, 동양의학 등의 전통의료, 보조의료나 대체의료 및 새로운 건강관련산업을 통합하여 “통합의료”라고 부르고 있습니다만, 명확한 정의는 없습니다.

국민의 건강에의 관심이 높아지고 있는 중에, 서양의학에만 편중할 것이 아니라 의료제도 내에서 통합의료의 이용을 추진하고, 이러한 것들에 대한 규제도 바로잡도록 하는 것도 중요하다고 판단됩니다. 특히, 일본과 마찬가지로 서양의학 및 한의학이 공존하고 있으며, 한방약을 기초로 한 건강식품이 널리 쓰이고 있는 한국으로부터 배울점이 많을 것으로 생각됩니다.

이번에 저희들은 일본의 후생노동성으로부터 연구의뢰를 받아, 한국에 있어서의 통합의료의 규제상황 및 의료비에의 영향에 관하여 조사를 하게 되었습니다.

이에 다름이 아니라, 바쁘신 중에 죄송하지만 다음 항목들에 관하여 말씀을 듣고자 한 두 시간 정도 소요될 것으로 예상되는 인터뷰에 응해주시기를 부탁드립니다. 또한 가지고 계신 관련자료를 받을 수 있으면 더욱 도움이 되겠습니다.

연구대표자

교토대학 부총장 겸 대학원 경제학연구과 교수 니시무라 슈조

방문자 : 메이조대학 약학부 교수 사카마키 히로유키

치바대학 법경학부 교수 히로이 요시노리

미래공학연구소 연구원 오노 나오야